第四十四号様式（第十条の四関係）（Ａ４） （略） （注意） １．各面共通関係 （略） ２．第一面関係 ①　（略） ②　２欄は、建築基準法第87条の３第３項、第６項又は第７項の申請を行う場合においては、用途変更に係る工事の設計者について記入してください。 ③・④　（略） ３．第二面関係 ①～④　（略） ⑤　建築基準法第85条第６項又は第７項の申請を行う場合においては、６欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑥・⑦　（略） 第四十五号様式（第十条の四関係）（Ａ４） （略） 記 （建築基準法第85条第３項、第６項若しくは第７項若しくは同法第87条の３第３項、第６項若しくは第７項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の２の規定により許可に付す条件又は建築基準法施行令第130条の２の３第２項の規定により特定行政庁が定める規模） （注意）　この通知書は、大切に保存しておいてください。	第四十四号様式（第十条の四関係）（Ａ４） （略） （注意） １．各面共通関係 （略） ２．第一面関係 ①　（略） ②　２欄は、建築基準法第87条の３第３項、第５項又は第６項の申請を行う場合においては、用途変更に係る工事の設計者について記入してください。 ③・④　（略） ３．第二面関係 ①～④　（略） ⑤　建築基準法第85条第５項又は第６項の申請を行う場合においては、６欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑥・⑦　（略） 第四十五号様式（第十条の四関係）（Ａ４） （略） 記 （建築基準法第85条第３項、第５項若しくは第６項若しくは同法第87条の３第３項、第５項若しくは第６項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の２の規定により許可に付す条件又は建築基準法施行令第130条の２の３第２項の規定により特定行政庁が定める規模） （注意）　この通知書は、大切に保存しておいてください。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月三十一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条　法第八十五条第八項及び第八十七条の三第八項の国土交通省令で定める用途は、この省令による改正後の建築基準法施行規則第十条の十五の八各号に掲げるもののほか、当分の間、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）附則第十三条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた復興推進計画に定められた応急仮設建築物活用事業に係る応急仮設建築物の用途とする。